

第4号議案

関西広域連合広域計画の一部を変更する件

関西広域連合広域計画を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、議決を求める。

平成30年3月3日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合広域計画の一部を次のとおり変更する。

第4 第3期広域計画（H29～31）の取組方針2 広域事務(2)各分野の取組⑥資格試験・免許等
中「向けた取組に」を削り、＜重点方針＞イ資格試験事務の拡充に向けた取組中「に向けた取組」を削り、「引き続き行い」を「踏まえた上で」に、「において」を「から」に、「の実施を目指す」を「を実施する」に改め、【構成団体が行う業務】中「あわせて」を「また」に、「拡充に向けた協議・調整等」を「円滑な実施について支援」に改める。

第4 第3期広域計画（H29～31）の取組方針5 今後の実施事務のあり方中「毒物劇物取扱者試験の」を「毒物劇物取扱者試験について、」に、「の実施を目指す」を「実施する」に改める。

